

## 船橋市産婦健康診査費用助成取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、船橋市の産婦健康診査を、里帰り等の理由により船橋市の発行する産婦健康診査受診票を利用して現物給付を受けることができない者に対する健康診査費用の助成金について必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 助成の対象者は、受診日に船橋市の住民基本台帳に記録されている産婦で、産婦健康診査受診票を利用して現物給付を受けることができないと市長が認めた者とする。

### (助成対象期間)

第3条 助成対象期間の始期は、助成対象者としての要件を満たすに至った日とする。したがって、他市町村から転入することによって助成対象者としての要件を満たすに至った場合には、その転入日とする。

2 助成対象期間の終期は、助成対象者としての要件を欠くに至った日の前日とする。したがって、他市町村へ転出することによって助成対象者としての要件を欠くに至った場合には、その他市町村の住民となった日の前日とする。

### (対象健康診査及び費用)

第4条 助成の対象となる産婦健康診査は、産婦健康診査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2項に規定する回数の内、産婦健康診査受診票を利用して現物給付を受けることができなかつた産婦健康診査とする。

2 助成の対象費用は、前項の産婦健康診査受診票を利用して現物給付を受けることができなかつた産婦健康診査に要した費用とする。ただし、船橋市が定める産婦健康診査の診査料の額を上限とする。

### (助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、受診後2年以内に船橋市産婦健康診査費用助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 産婦健康診査の領収書の写し
- (2) その産婦健康診査に該当する未使用の産婦健康診査受診票
- (3) 助成を受けようとする者の指定する銀行口座の申請書（相手方登録申請書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支払)

第6条 市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、適正と認めた場合は、船橋市産婦健康診査費用助成金支給決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請のあった日から60日以内に支払うものとする。なお、申請内容を審査し、助成金を支給しない旨の決定をしたときはその旨及び理由を船橋市産婦健康診査費用助成金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以後の出産、又は受診に係る産婦健康診査について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

様式第1号

船橋市産婦健康診査費用助成金申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名 印

電話番号

産婦健康診査費用助成取扱要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

記

1 助成申請額 \_\_\_\_\_ 円

○ 添付書類

- (1) 産婦健康診査等の領収書
- (2) 未使用の産婦健康診査受診票
- (3) 相手方登録申請書

産婦健康診査費用助成金内訳

健診等	受診日	医療機関名	領収書の金額	助成額
1回目				
2回目				
合 計				

様式第2号

船橋市産婦健康診査費用助成金支給決定通知書

船橋市地保指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で受理した産婦健康診査費用助成金について、下記のとおり支給を決定したので通知します。

記

以上

1. 支給決定額 円

様式第3号

船橋市産婦健康診査費用助成金不支給決定通知書

船橋市地保指令第 号

年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付で受理した船橋市産婦健康診査費用助成金の申請について、次の理由で不支給としましたので通知します。

理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。